

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

**令和3年度 協会けんぽ健康保険料率が決定(介護保険料率は引き上げ)**

令和3年2月10日、協会けんぽから令和3年度の健康保険料率が発表されました。都道府県により料率は異なりますが、全国平均は引き続き10%(労使合計分)を維持しています(介護保険料率は引き上げ)。なお、埼玉、東京の健康保険料率は引き下げられていますが、千葉、神奈川は引き上げられています。

また、子ども・子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)は児童手当等に必要の費用として、事業主が全額を負担し、厚生年金保険の保険料とともに徴収され、ここ数年にわたり毎年、拠出金率が引き上げられていましたが、令和3年度については0.36%のまま据え置きが検討されています。令和3年度予算案が成立するのはまだ先ですが、事業主の負担は高止まりが続くことになりそうです。

●健康保険料率

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

埼玉	9.80%(引き下げ)
千葉	9.79%(引き上げ)
東京	9.84%(引き下げ)
神奈川	9.99%(引き上げ)

●介護保険料率 **※引き上げ**

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

全国一律 **1.80% (40歳-64歳)**

健康保険組合の各保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの健康保険組合に、ご確認下さい。

**92.3%の企業が在宅勤務の生産性が職場勤務よりも低いと回答**

令和3年2月17日、内閣官房成長戦略会議は「コロナ禍の経済への影響に関する基礎データ」を公表しました。今回、公表されたデータの中で生産性に関する調査は昨年6月から9月にかけて行われたもので、労働者の82.0%、企業の92.3%が、職場勤務と比較して在宅勤務の方が生産性は低いと回答しています。低下要因として挙げられた項目をご紹介します。

●生産性の低下要因

対面での素早い情報交換ができない	38.5%
パソコン、通信回線などの設備が劣る	34.9%
法令・社内ルールで自宅からできない仕事がある	33.1%
法令・社内ルール以外で自宅からできない仕事がある	32.5%
家族がいるので仕事に専念できない	19.9%
上司がいないので緊張感がなくなる	19.3%
仕事ができる専用の部屋がない	15.1%

ただ、在宅勤務を希望する社員は多く、また通勤時間の削減などの効果も大きいのも事実で、在宅勤務の生産性阻害要因を排除し、その効果的な導入が求められます。

## 働き方改革10のチェックシート

日本商工会議所は、中小企業の為の働き方改革内容の3項目を挙げています。

1. 時間外労働の上限規制
2. 年次有給休暇の取得義務化
3. 同一労働同一賃金

その3項目に対して10の詳細のチェックシートを挙げ、下欄の青印対応策を載せています。ご参照下さい。

### 【時間外労働の上限規制】

大企業は2019年4月から施行済み

中小企業は2020年4月から施行済み

- ① 時間外労働や休日労働が発生しているが、労使協定は結んでいない。

従業員に時間外労働や休日労働をさせるためには、労使で協定(36協定)を締結する必要があります。36協定を締結した場合でも、時間外労働の上限は原則月45時間、年間360時間以内です。これを超えて時間外労働を命じる場合は特別条項を定める必要があります。

- ② 時間外労働が、月45時間・年間360時間を超える従業員がいる。

36協定で特別条項を定めたとはいえ、時間外労働と休日労働の合計については、単月100時間未満、複数月平均80時間以下としなければなりません。

- ③ 従業員の出退勤や時間外労働の状況をまとめた書類やデータが整備されていない。

従業員の出退勤や時間外労働の状況について記録した書類もしくはデータを備え付けることが義務化されています。

- ④ 管理職については出退勤の時間を管理していない。

管理職についても健康管理の観点から勤務時間の管理が必要です。

### 【年次有給休暇の取得義務化】

大企業・中小企業ともに2019年4月から施行済み

- ⑤ 年次有給休暇の取得が年間5日に満たない従業員がいる。
- ⑥ パートやアルバイトには年次有給休暇を付与していない。

パート・アルバイト、管理職も含めて年10日以上年次有給休暇が付与されている従業員に対しては、年に5日間は取得させなければなりません。

- ⑦ 従業員の年次有給休暇の取得状況をまとめた書類やデータが整備されていない。

従業員の年次有給休暇の取得状況をまとめた書類やデータを整備することが義務化されています。

### 【同一労働同一賃金】

大企業は2020年4月から施行済み

中小企業は2021年4月から施行予定

- ⑧ 正社員と同じ業務に従事している非正規労働者(パート・アルバイト等)がいる

同一企業内の正社員と非正規労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。業務の内容や責任の程度等が同じ場合は、同じ待遇(均等待遇)、違う場合は違いに応じた待遇(均衡待遇)が求められます。

- ⑨ 正社員には支給しているが、非正規社員には支給していない手当がある。
- ⑩ 非正規社員には賞与・退職金を支給していない。

各種手当や賞与・退職金の趣旨・性格等を踏まえて個別に検討する必要があります。例) 正社員に全額支給している通勤手当を非正規労働者に支給しないor支給上限を定めるといった対応は違法となる可能性があります。